○東かがわ市単独補助土地改良事業補助金交付要綱

平成15年４月１日告示第71号

改正

平成16年12月15日告示第126号

平成18年３月13日告示第22号

平成26年12月26日告示第121号

平成27年７月１日告示第95号

東かがわ市単独補助土地改良事業補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、農業生産の安定及び増加を図るため、土地改良事業を実施する土地改良区又は市長が適当と認める団体（以下「事業主体」という。）に対し、毎年度予算の範囲内で補助金を交付することについて、東かがわ市補助金等交付規則（平成15年東かがわ市規則第34号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（対象事業）

第２条　この要綱による補助金交付の対象となる事業（以下「対象事業」という。）は、関係戸数が２戸以上で総事業費が100万円以下の次に掲げる土地改良事業とする。

(１)　かんがい排水施設の整備

ア　水路及び附帯施設

イ　特定排水路（ため池の導水路又は幅員0.9メートル以上の幹線水路で、排水路化され、いっ水その他による被害が想定されるもの）

ウ　ため池

エ　機械揚水施設

オ　さく井又は浅井戸

カ　暗渠（きょ）排水

(２)　農業用道路の整備（有効幅員1.8メートル以上３メートル未満の道路とする。ただし、維持修繕の場合は、この限りでない。）

２　前項の規定にかかわらず、災害復旧のための整備に係る対象事業の要件については、市長が別に定めることができる。

（補助金の額）

第３条　補助金の額は、市長が土地改良工事積算基準により算出した額又は交付申請時における事業計画書の見積額のいずれか低い額の100分の50以内の金額とする。

（書類の様式）

第４条　補助金の交付に関し使用する次の各号に掲げる規則に基づく書類の様式は、当該各号の定めるとことによる。

(１)　市単独補助土地改良事業補助金交付申請書　様式第１号

(２)　収支予算書　様式第２号

(３)　市単独補助土地改良事業補助金交付決定通知書　様式第３号

(４)　市単独補助土地改良事業補助金交付申請取下書　様式第４号

(５)　市単独補助土地改良事業（着手・完了）届　様式第５号

(６)　市単独補助土地改良事業変更申請書　様式第６号

(７)　市単独補助土地改良事業中止（廃止）申請書　様式第７号

(８)　市単独補助土地改良事業補助金実績報告書　様式第８号

(９)　収支決算書　様式第９号

(10)　市単独補助土地改良事業補助金交付確定通知書　様式第10号

(11)　市単独補助土地改良事業補助金交付請求書　様式第11号

（その他）

第５条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、市長が別に定める。

附　則

この告示は、平成15年４月１日から施行する。

附　則（平成16年12月15日告示第126号）

この告示は、平成16年12月15日から施行し、平成16年10月21日から適用する。

附　則（平成18年３月13日告示第22号）

この告示は、平成19年４月１日から施行する。

附　則（平成26年12月26日告示第121号）

この告示は、平成27年４月１日から施行する。

附　則（平成27年７月１日告示第95号）

この告示は、平成27年７月１日から施行する。